

資料3

# 第4期沖縄県障害福祉計画(案)について

平成27年2月12日(木)

子ども生活福祉部 障害福祉課

# 1 策定の基本的考え方

- 国の基本指針<sup>(※)</sup>に基づき策定
- 第4次沖縄県障害者基本計画と整合を図る
- 目標値等については、国の基本指針を踏まえつ
- つ、地域の实情に応じて設定(市町村計画との整合を図る)
- 第4期計画の体系は、従来の計画を基本とするが、  
グラフ等の活用、できる限り簡条書きの表記とする  
など、シンプルにわかりやすく記載

※「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)

## 2 第4期障害福祉計画の体系(案)

### I 障害福祉計画の策定にあたって

- 1 趣旨及び基本理念
- 2 性格と位置付け
- 3 基本的な考え方
- 4 策定体制、計画期間及び進捗管理
- 5 区域の設定
- 6 県民の意見

### III 第4期障害福祉計画の成果目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
  - ア 地域生活移行者の増加
  - イ 施設入所者の削減
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
  - ア 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
  - イ 入院後1年時点の退院率の上昇
  - ウ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少
- 3 障害者の地域生活への支援
  - ア 地域生活支援拠点の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行
  - ア 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
  - イ 就労移行支援事業の利用者の増加
  - ウ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

### II 障害者の現状(障害者手帳発行数の状況)

- 1 人口
- 2 障害者(障害者及び障害児)の状況

### IV サービスの提供体制の確保

- 1 見込みの方法
- 2 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込み量と確保策
- 3 障害福祉サービス等の資質の向上のために講ずべき措置
- 4 都道府県地域生活支援事業に関する事項

### V 圏域ごとのサービス基盤整備計画について

- 沖縄県全体
- (1)北部圏域
  - (2)中部圏域
  - (3)南部圏域
  - (4)宮古圏域
  - (5)八重山圏域

### 3 基本指針の主なポイントと目標値

第4期(H27~H29)計画に係る基本指針(案): 主なポイント

<計画の作成プロセスに関する事項>

PDCAサイクルの導入  
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の  
中間評価、評価結果の公表等

<個別施策分野①: 成果目標に関する事項>

福祉施設から  
地域生活へ  
の移行促進  
(継続)

精神科病院か  
ら地域生活へ  
の移行促進  
(成果目標の  
変更)

地域生活支  
援拠点等の  
整備  
(新規)

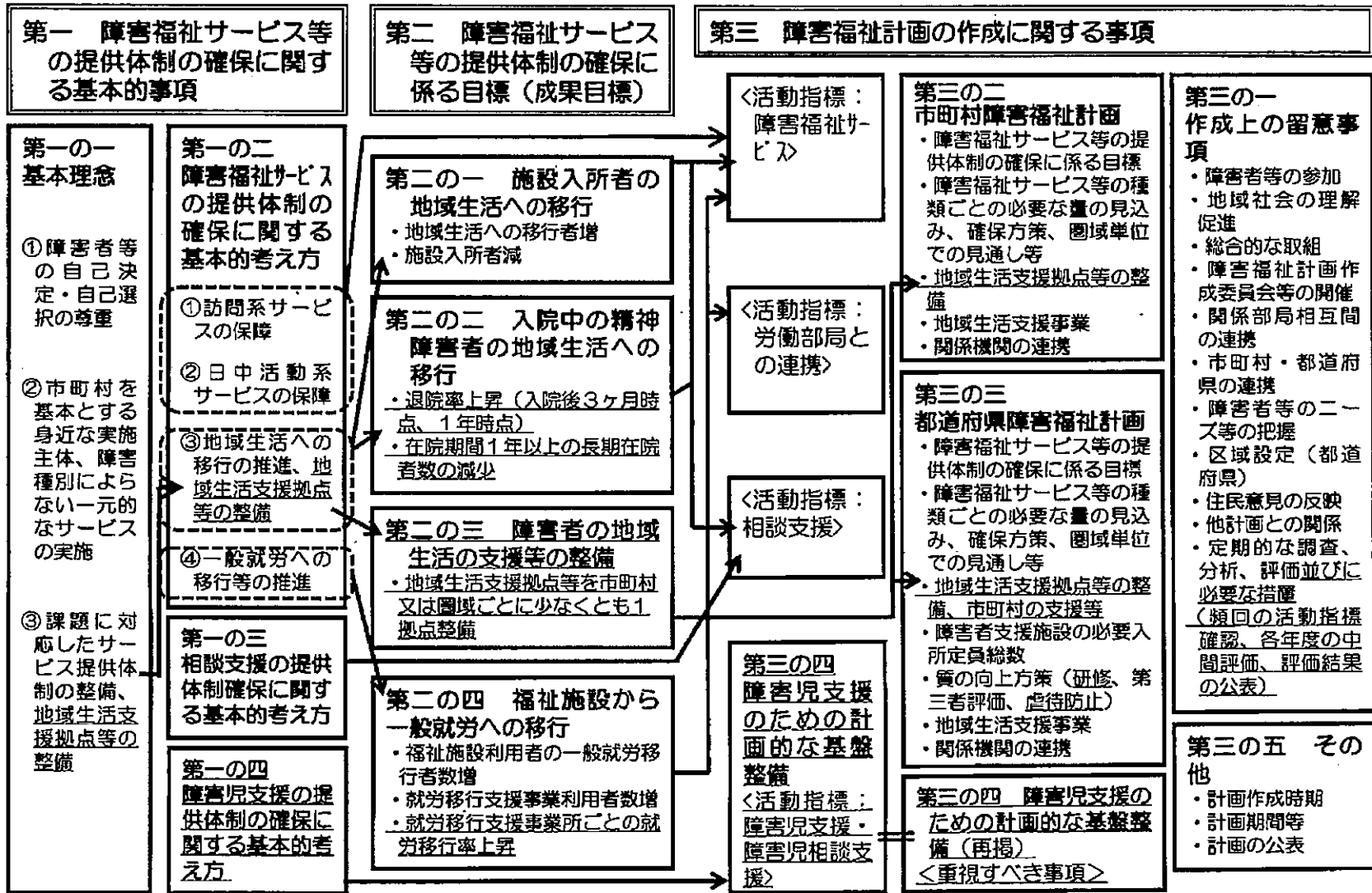
福祉から一般  
就労への移  
行促進  
(整理・拡充)

<個別施策分野②: その他>

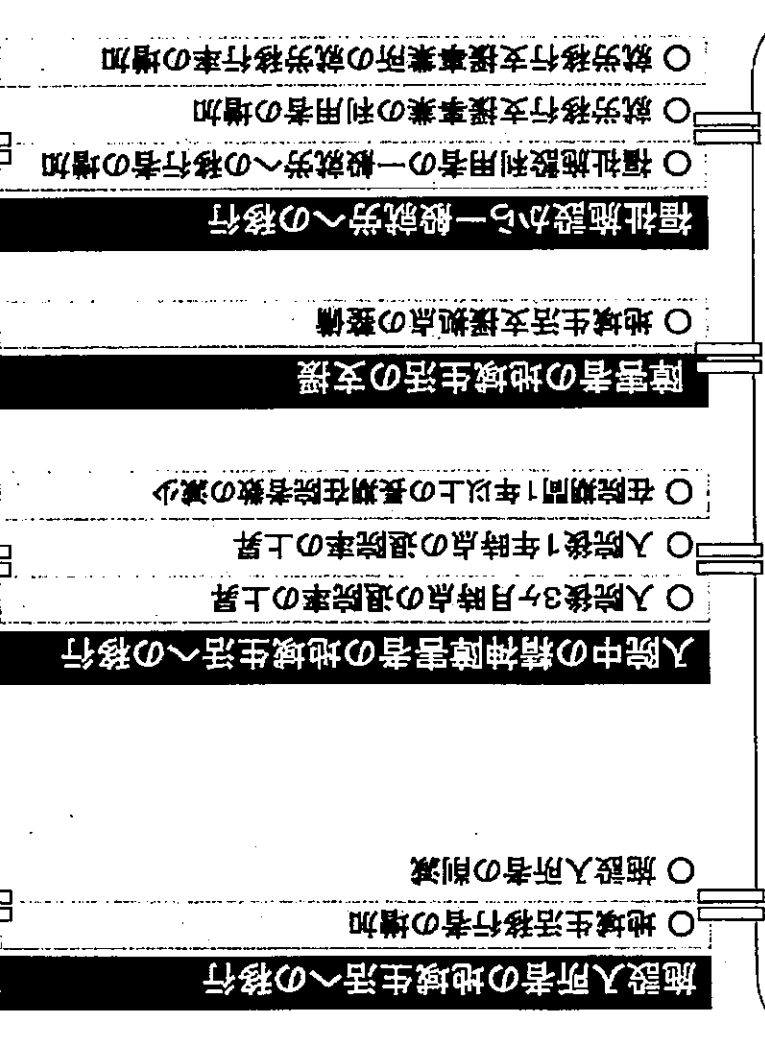
障害児支援体制の整備  
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐  
待防止等

# 基本指針の全体像と主なポイント



「お金のなかま」をつくるための活動目標  
 認知症対応の生活支援計画（計画）の推進（目標）

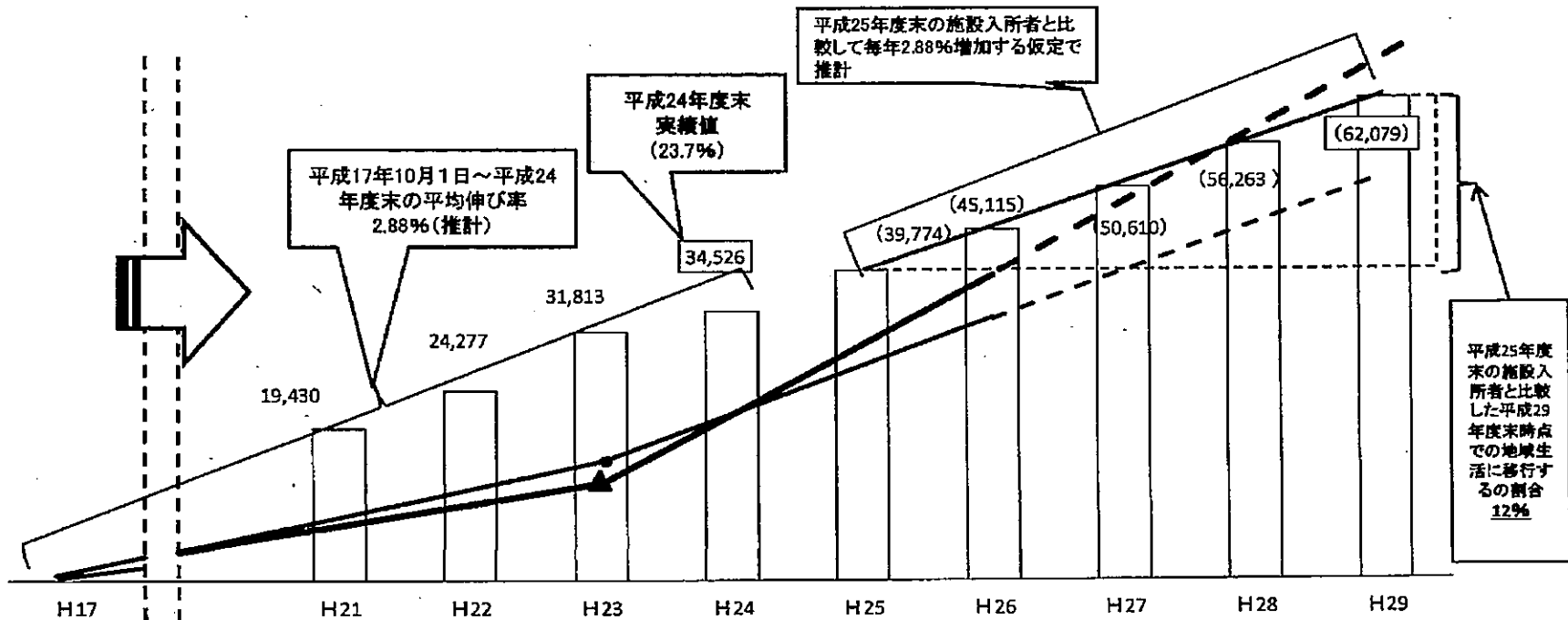


成果目標と活動目標の関係

# 目標1-1

## 施設入所者の地域生活への移行

- 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定。



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値(第1～4期障害福祉計画)

目標値	第1～2期 (平成18～22年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)
基本方針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	—

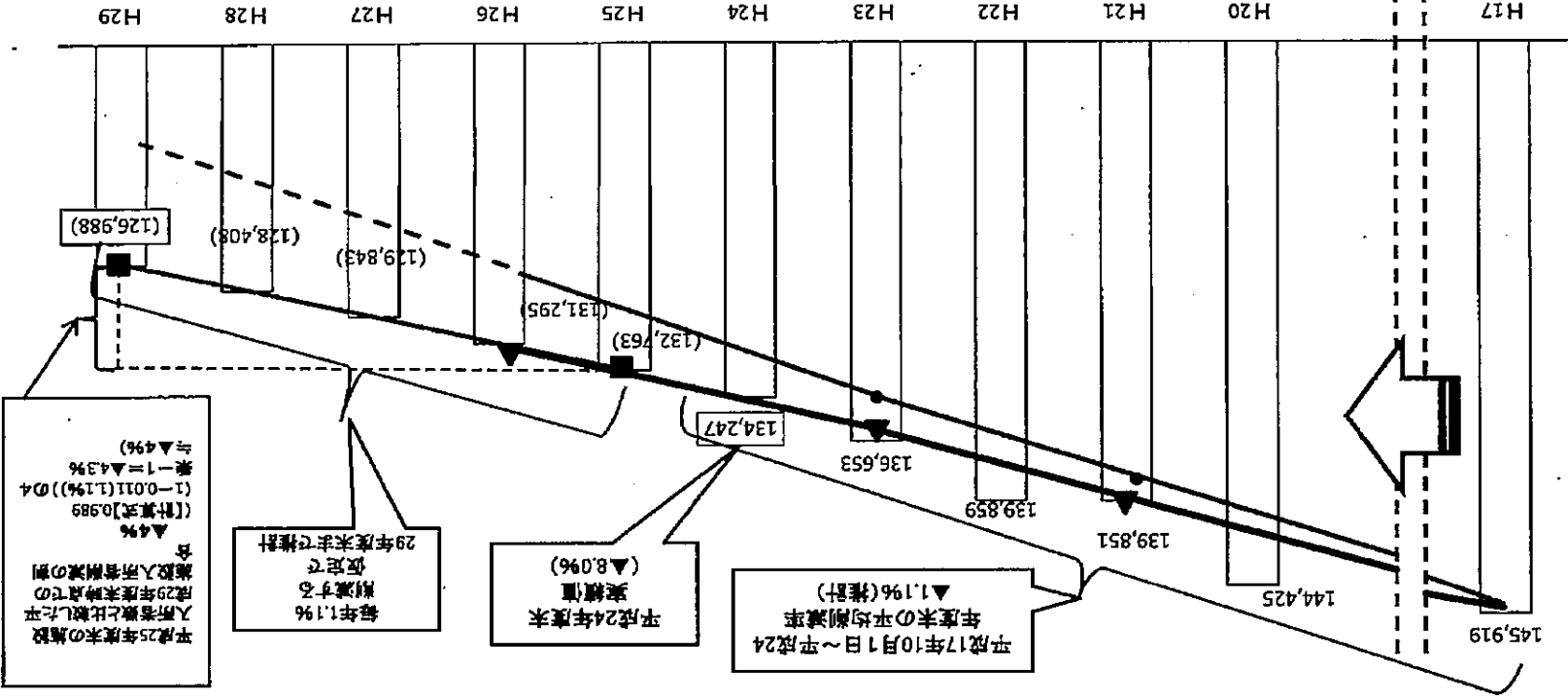
- 地域生活に移行する者の数
- ▲ 基本指針(現行)
- 都道府県計画目標値

・平成21～23年度は10月1日数値、24年度は25年3月末数値、25年度以降(括弧書き)は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

目標1-2

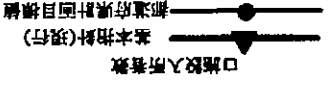
施設入所者数の削減

- 施設入所者は平成17年10月1日時点と比較し、平成24年度末時点で約8.0%減少。
- 平成26年度末には、施設入所者の1割削減を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均削減率(▲1.1%)をベースに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する形で設定。



目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)
基本方針	▲7.9%	▲10.9%	▲4.9%
施設入所者数	(平成17年10月1日~23年度末(6.5年間))	(平成17年10月1日~26年度末(9.5年間))	(平成17年10月1日~29年度末(12.5年間))
削減率	▲8.4%	▲15.4%	▲

基本指針及び新道府県障害福祉計画における目標値(第1~4期障害福祉計画)





## 目標2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

### (1) 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇

- 指針において、新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期(入院から3ヶ月未満)の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保することとされている。
- これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率(注)を現在の上位5都道府県(以下「目標都道府県」という。)の平均値である64%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は58.4%)
- (注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点の退院率により実績を把握する。
- ※ 既に入院後3ヶ月時点の退院率64%以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。
- ※ 「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合

### (2) 入院後1年時点の退院率の上昇

- 指針において、在院期間の長期化にとまない、社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保することとしている。
- これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後1年時点の退院率(注)を目標都道府県の平均値である91%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は87.7%)
- (注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率により実績を把握する。
- ※ 既に入院後1年時点の退院率91%以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。
- ※ 「入院後1年時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月から12月目の月末までに退院した者の割合

### (3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

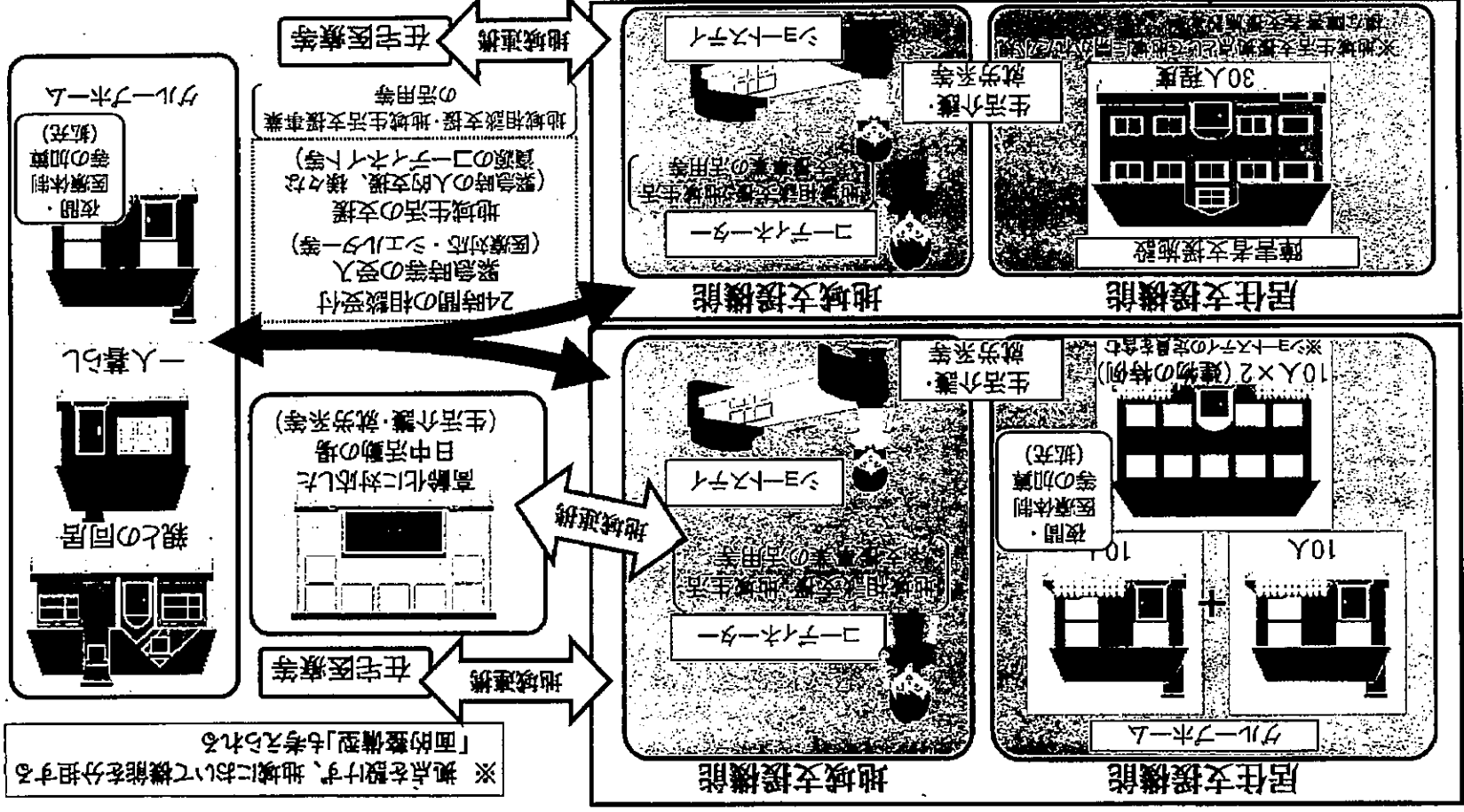
- 指針において、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保するとともに、既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保することとしている。
- 指針の実現に向け、第4期障害福祉計画においては、長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18パーセント以上減少することを成果目標とする。

目標3

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想

(地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※ 拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」も考えられる

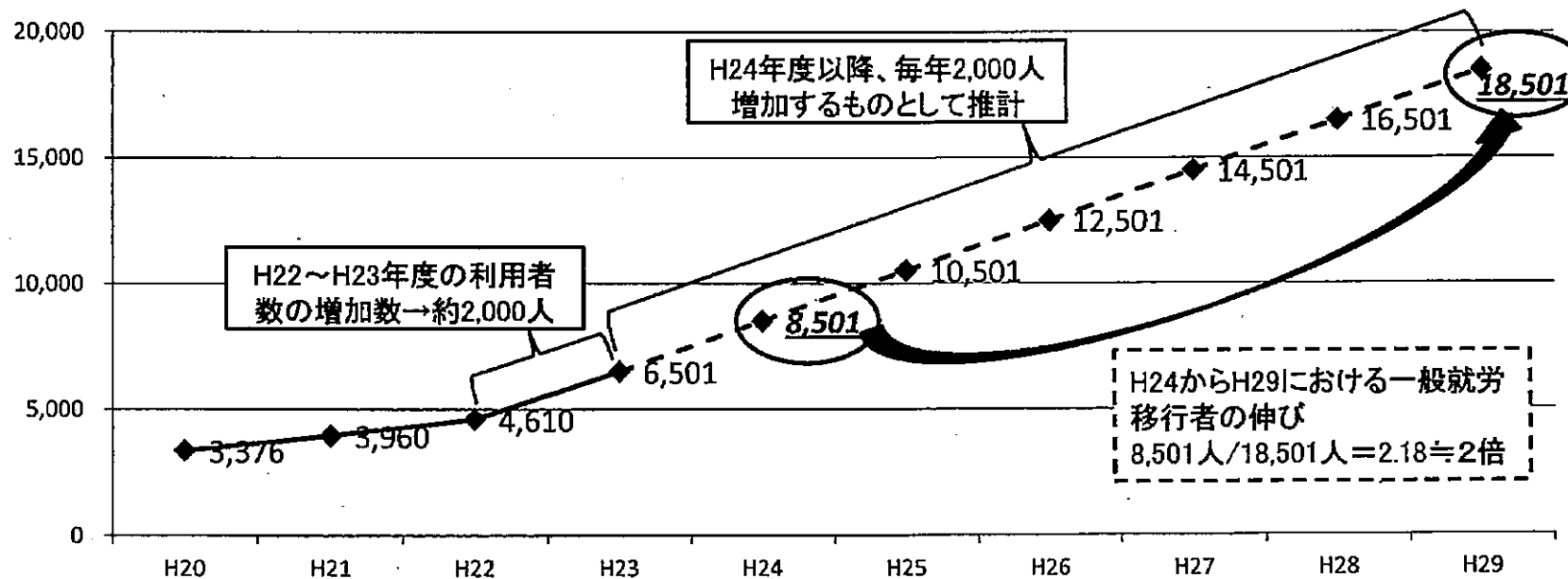
※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるショートナイや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

目標4-1

一般就労への移行者数

- 一般就労への移行者数については、平成23年度実績で2.7倍(5,601人)となっている。(目標は4倍。割合は、平成17年度実績(2,379人)で除した値)
- 平成22年度から平成23年度の利用者数の増加数(約2,000人)から推計すると、平成26年度では目標である4倍を達成することが見込まれる。
- 数値目標の設定に当たっては、平成22年度から平成23年度の実績(約2,000人)を基に、平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定。

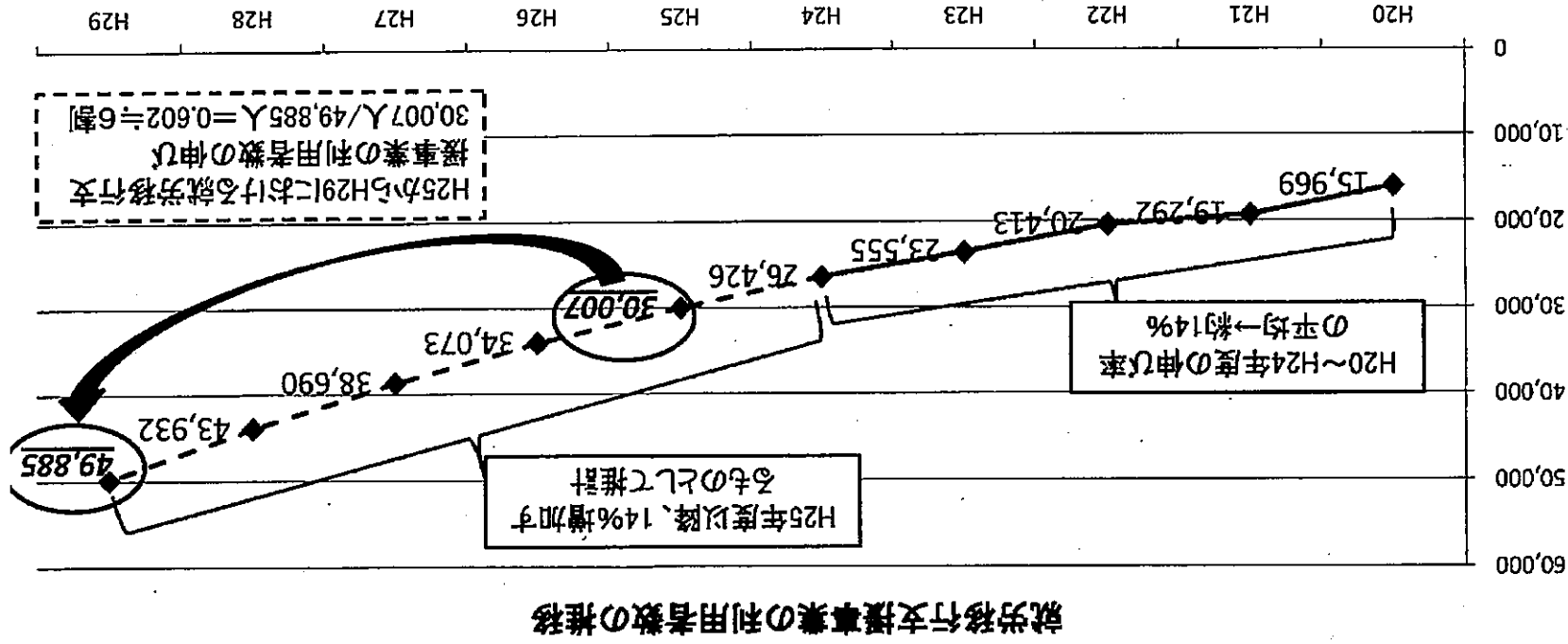
一般就労への移行者数の推移



目標4-2

就労移行支援事業の利用者数

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数に関する目標を設定する。
- 目標の設定に当たっては、就労移行支援事業の利用者の平均の伸び率約14%(平成20年度から平成24年度)を基に、平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることを目指すものとして設定。



目標4-3

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所における就労移行率に関する目標を設定する。
  - 目標の設定に当たっては、就労移行率30%以上である就労移行支援事業所の平均の伸び率約2.6%(平成19年度から平成23年度)を基に、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とすることを目指すものとして設定。
- ※ 「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移

■30%以上 ■30%未満

